

第1 令和6年度教育訓練実施計画

1 教育訓練の目的

消防職員及び消防団員に対し消防の責務を正しく認識させるとともに、知識・技術の習得、体力の鍛成、規律の保持、協働精神のかん養を図り、能率的かつ適格に職務を遂行し得るような教育訓練を実施する。

2 令和6年度教育訓練基本方針

消防行政を取り巻く環境は、近年大きく変化している。台風や地震、土砂災害、火山噴火等の大規模な自然災害や、局地的豪雨による増水、浸水の新たな都市型災害が発生する等、消防が対応すべき事象はますます大規模化、複雑化、多様化しており、常備消防及び消防団の体制充実が一層強く求められている。

このような情勢の中、地域社会を守る消防職団員に対して、より実戦的な教育訓練を実施し、更なる教育環境の充実強化を図っている。

令和6年度の教育訓練について、初任科においては、新規採用者増加のため、昨年度と同様に最大限の人数を受け入れて実施する。また、併行して救急科においても最大限受け入れられるよう、1回当たりの受け入れ人数を60名程度とし、年3回に分けて開催する。これに伴い気管挿管認定救命士再教育、救急救命士再教育、救急隊長再教育は実施しないこととする。

消防団員教育については、訓練時及び災害時に安全に活動できる知識及び技術の修得を図る警防科及び機関科、現場指揮に必要な知識、技術の向上を図る指揮幹部科現場指揮課程及び分団指揮課程、訓練指導者としての指揮、指導要領を修得する訓練指導科、女性消防団員として必要な知識、技術の修得を図る女性消防団員科、災害状況を迅速に把握できるよう小型無人航空機（ドローン）基礎研修及びオフロードバイク研修も引き続き実施する。

企業の自衛防災要員等を対象とした自衛防災要員等教育課程は、災害現場において安全を確保しながら、任務を自覚し、規律正しく消防活動が遂行できる自衛防災要員等の育成を図るため、引き続き年7回開催する。

3 教育訓練の種別

(1) 消防職員に対する教育訓練

ア 初任教育

新規採用職員に対し、消防職員としての職責を自覚させるとともに、消防業務上必要な基礎的知識及び技術の修得と体力の鍛成を図る。

AFTを使用した訓練及び泡消火訓練を実施することで、「消防活動訓練」及び「消防活動応用訓練」の内容を充実させ、現場における対応能力の一層の向上を図る。

「救急訓練」においては、応急手当指導員に関する講習も継続して実施する。

また、危険物取扱者試験を実施するとともに、前期にあっては日本赤十字社による水上安全法（赤十字水上安全法救助員）も実施する。

＜到達目標＞

- ① 職務意欲が旺盛で、コンプライアンスを理解すること。
- ② 消防吏員として、安全管理について理解し、自らの安全を確保するとともに、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができるこ。
- ③ 消防業務全般について概要を理解すること。

- ④ 住民から信頼を得られる人間形成を構築すること。

イ 専科教育

災害の複雑多様化に対処するため、警防、予防、救急及び救助等特定分野に関するより高度な専門的知識及び技術の修得を図る。

(ア) 警防科

警防業務に係る専門的知識及び技術を修得させ、災害現場で適切かつ効果的な防ぎよ活動を指揮できる職員養成を図る。

<到達目標>

- ① 警防行政の現状及び課題を理解していること。
- ② 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。
- ③ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。
- ④ 心身の健康管理に積極的に取り組めること。

(イ) 特殊災害科

災害現場における指揮者として、多数の死傷者を発生させるおそれが高く、消防活動に困難を伴う災害現場において、特に隊員の安全管理に配意しつつ、適切かつ効果的な消防戦術を指揮できるよう、専門的知識及び消防活動要領の修得を図る。

<到達目標>

- ① 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。
- ② 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。
- ③ 災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効果的な消防戦術を指揮できること。

(ウ) 予防査察科

査察業務に関する専門的知識及び技能を修得し、厳正で公正な査察及び重大な違反対象物に対する是正指導、権限行使が行える能力の向上を図る。

<到達目標>

- ① 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ② 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。
- ③ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物の関係者（当該違反対象物の管理について権限を有する者を含む。）に対して是正を指導できること。

(エ) 危険物科

危険物施設の許認可等の規制に係る専門的知識を修得し、これらの知識を適切に活用して、必要な行政事務を適切に処理できる能力の向上を図る。

<到達目標>

- ① 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ② 危険物、指定可燃物及び液化石油ガス等に関する、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。
- ③ 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。

(オ) 火災調査科

火災原因調査に係る専門的知識及び技能を修得し、これらの知識を適切に活用して、火災調査業務を的確に遂行できる能力の向上を図る。

<到達目標>

- ① 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ② 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。
- ③ 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。

(カ) 救急科

救急医学に関する基礎知識に基づき、応急処置時における的確な観察及び判断能力や応急処置に必要な専門的技能を修得し、救急隊員として活動できる能力の向上を図る。

特に、多数傷病者発生事故に伴う実践的なトリアージ訓練及び DMAT とドクターへリを活用した高度救命救急に対応する連携訓練並びに JPTEC プロバイダーコースを実施し、救急隊員としての技術の向上を図る。

<到達目標>

- ① 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。
- ② 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。
- ③ 応急処置に必要な専門的技能を十分に発揮できること。
- ④ 救急用資器材の取扱いに関する精通していること。

(キ) 救助科

救助活動に係る最新の専門的知識や専門的で高度な技能及び技術を修得し、救助隊員として活動できる能力の向上を図る。

特に、大規模災害を想定した消防ヘリによる連携救出訓練及び座屈建物・狭隘空間を想定した医療機関との連携を含めた CSR/M 訓練並びに近年普及している HV 車等に対応するための取扱訓練等を実施し、救助隊員としての技術の向上を図る。

<到達目標>

- ① 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有していること。
- ② 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。

- ③ 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。

ウ 幹部教育

現場における監督者として必要な知識の修得及び指揮管理能力の向上を図る。

中級幹部科

中級幹部として、消防行政の動向を理解しており、迅速かつ的確な意思決定により、上司の補佐及び部下の指揮監督を行い、組織を管理運営できる能力の向上を図る。

<到達目標>

- ① 中級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。
- ② 中級幹部として消防及び社会全般の動向を理解していること。
- ③ 迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することにより、組織を管理できること。
- ④ 事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができること。
- ⑤ 災害現場において、現場指揮者として、災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えること。

エ 特別教育

初任教育、専科教育及び幹部教育以外の特別な目的のために行う教育訓練であり、特定分野において必要な専門的知識及び技術の修得を図る。

(ア) 訓練指導科

訓練礼式、ポンプ操法等、訓練指導員として必要な指導要領の修得を図る。

<到達目標>

- ① 訓練指導者としての責任及び立場を正しく認識していること。
- ② 訓練礼式及びポンプ操法に係る知識及び指導技術を豊富に有していること。
- ③ 訓練において隊員の安全を確保できること。
- ④ 消防操法審査を厳正かつ公平に行えること。

(イ) はしご自動車等講習会

はしご自動車等の取扱いについて、安全確実な操作技術の向上を図る。

<到達目標>

- ① 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要なはしご自動車の特殊装置に関する専門的知識を豊富に有していること。
- ② 災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。
- ③ 消防活動における隊員等の安全を確保できること。

(ウ) 水難救助科

水難救助に関する専門的知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。

<到達目標>

- ① 水難救助隊員として必要な専門的知識及び技術を修得すること。
- ② 水難救助活動及び水難救助訓練において自らの安全を確保できること。

(エ) 高度救助科

高度救助隊としての必要な知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。

<到達目標>

- ① 高度救助業務に必要な専門的知識及び技術を修得すること。
- ② 高度救助隊長等として自隊の安全管理を行い、部下に対して的確に下命がされること。

(オ) 特別研修

時代の要求に応えられるよう、又は必要とする研修会等を実施する。

例) 女性活躍推進、消防防災ヘリコプター連携訓練等

(2) 消防団員に対する教育訓練

ア 専科教育

消防団員として、災害時に安全に活動できる知識及び技術の修得を図る。

(ア) 警防科

各種災害において、安全確実に活動ができる技術の修得を図る。

<到達目標>

- ① 火災防ぎよ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。
- ② 災害現場において中核的な活動を遂行できること。

(イ) 機関科

関係法令を遵守し、安全確実に活動できる技術の修得を図る。

<到達目標>

- ① 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。
- ② 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

イ 幹部教育

消防団幹部として、災害時における現場指揮に必要な知識及び技術の修得を図る。

(ア) 指揮幹部科 現場指揮課程

現場指揮者として必要な指揮要領及び技術の修得を図る。

<到達目標>

- ① 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮並びに安全管理の知識及び技術を有していること。
- ② 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導、情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

(イ) 指揮幹部科 分団指揮課程

分団の指揮者として必要な指揮要領及び技術の修得を図る。

<到達目標>

- ① 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

- ② 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

ウ 特別教育

特別な目的のために行う教育訓練であり、特に訓練礼式やポンプ操法等の訓練指導者に必要な知識及び技術の修得を図る。

(ア) 訓練指導科

訓練指導者として必要な指揮及び指導要領の修得を図る。

<到達目標>

- ① 訓練指導者としての責任及び立場を正しく認識していること。
- ② 団結力、規律及び士気並びに協同動作のかん養が図れること。

(イ) 女性消防団員科

女性消防団員としての必要な知識及び技術の修得を図る。

<到達目標>

- ① 女性消防団員として、防災活動等を行うために必要な知識及び技術を修得していること。
- ② 防火思想の普及及び高揚を図れること。

(ウ) 小型無人航空機（ドローン）基礎研修

小型無人航空機（ドローン）を活用した教育を実施する。

<到達目標>

災害現場の状況を速やかに把握するため、人が容易に近づくことができない場所での状況把握をするドローンの基本的な操作技術を修得する。

(エ) オフロードバイク研修

オフロードバイクを活用した教育を実施する。

<到達目標>

災害現場の状況を速やかに把握するため、不整地でも進入が可能なオフロードバイクの基本的な操作技術を修得する。

(オ) 一日入校

訓練礼式及びポンプ操法等、消防団員として必要な知識及び技術の修得を図る。

なお、県操法大会出場団への指導については、県消防協会で調整する。

<到達目標>

- ・訓練礼式
 - ① 消防団員としての任務を自覚し、規律心のかん養及び確実軽快な動作の向上を図ること。
 - ② 災害現場では、自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。
- ・消防操法
消防協会長からの依頼に基づき、県消防操法大会出場消防団における消防操法技術の向上を図ること。

(カ) 現地教育

消防団長からの依頼に基づき、学校教官を現地に派遣し、訓練式等、消防団員として必要な知識及び技術の修得を図る。

なお、全国消防操法大会出場消防団への指導も含む。

<到達目標>

・訓練式

① 消防団員としての任務を自覚し、規律心のかん養及び確実軽快な動作の向上を図ること。

② 災害現場では、自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

・消防操法

消防団長からの依頼に基づき、全国消防操法大会出場消防団における消防操法技術の向上を図ること。

(3) 企業の自衛防災組織等に対する教育

石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所の自衛防災要員等として、安全管理の徹底を図り防災活動等が行えること。

自衛防災要員等研修

<到達目標>

① 自衛防災要員としての任務を自覚し、防災活動に必要な技術の向上を図ること。

② 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

(4) その他

学生等に対する研修

防災危機管理部消防課と連携して、学生等に対し消防活動や応急手当等の教育訓練を体験する場を設けることにより、消防・防災に関する関心を深め、消防職員及び消防団員として活躍する人材の育成を図る。

4 令和6年度教育訓練実施計画表(1) 【消防職員】

区分	教育訓練課程		期名	教育対象者	全寮・通学の別	教育日数	教育期間
消防職員	初任教育	初任科	第177期	新規採用者等	全寮制	111日	令和6年4月4日(木)～ 令和6年9月12日(木)
			第178期	新規採用者等	全寮制	111日	令和6年10月2日(水)～ 令和7年3月19日(水)
	専科教育	警防科	第21期	主として消防司令補の階級にある者 (消防士長の階級にある者であつて部隊又は係の長である者も含む)	通学制	11日	令和7年2月20日(木)～ 令和7年3月7日(金)
		特殊災害科	第20期	特殊災害業務に従事している者 又はその予定者	全寮制	10日	令和6年12月2日(月)～ 令和6年12月13日(金)
		予防査察科	第19期	予防査察業務に従事している者 又はその予定者	全寮制	11日	令和6年7月9日(火)～ 令和6年7月24日(水)
		危険物科	第22期	危険物規制業務に従事している 者又はその予定者	通学制	6日	令和6年8月1日(木)～ 令和6年8月8日(木)
		火災調査科	第29期	火災調査に従事する者で火災原因判定書の作成実務が3件以上ある者	全寮制	14日	令和6年12月9日(月)～ 令和6年12月26日(木)
		救急科	第55期	救急業務に従事しようとする者	全寮制	41日	令和6年5月9日(木)～ 令和6年7月4日(木)
			第56期	救急業務に従事しようとする者	全寮制	41日	令和6年8月26日(月)～ 令和6年10月24日(木)
			第57期	救急業務に従事しようとする者	全寮制	41日	令和7年1月7日(火)～ 令和7年3月7日(金)
		救助科	第53期	救助業務に従事している者又は その予定者	全寮制	23日	令和6年10月29日(火)～ 令和6年11月29日(金)
	幹部教育	中級幹部科	第41期	消防司令及び組織の管理を職務とする消防司令補	通学制	8日	令和6年11月19日(火)～ 令和6年11月28日(木)
	特別教育	訓練指導科	第50期	消防操法指導に精通し、経験豊富な者	全寮制	10日	令和6年4月8日(月)～ 令和6年4月19日(金)
		はしご自動車等講習会	第35回	大型自動車免許第1種の資格を有する者で、はしご自動車等の隊長及び機関員又はその予定者	通学制	4日	令和6年9月17日(火)～ 令和6年9月20日(金)
		水難救助科	第13期	潜水士の資格を有する者で、水難救助業務に従事している者又は従事しようとする者	全寮制	8日	令和6年6月18日(火)～ 令和6年6月27日(木)
		高度救助科	第6期	高度な資機材を装備し、若しくは装備する予定である救助隊の隊員又はその予定者	全寮制	10日	令和7年1月20日(月)～ 令和7年1月31日(金)
		特別研修		消防職員	通学制	1日	別途通知

※ 市町村等の消防吏員が専科教育、幹部教育及び特別教育の課程に入校しようとする時は、原則、消防学校初任科の卒業経歴を有すること。

4 令和6年度教育訓練実施計画表(2) 【消防団員等】

区分	教育訓練課程		期名	教育対象者	全寮・通学の別	教育日数	教育期間
消防団員	専科教育	警防科	第17期	消防団員として概ね3年以上の経験を有する者	宿泊制 外部宿泊施設	2日	令和6年12月14日(土)～ 令和6年12月15日(日)
		機関科	第11期	消防団員として概ね1年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者	宿泊制 外部宿泊施設	2日	令和6年11月9日(土)～ 令和6年11月10日(日)
	幹部教育	指揮幹部科 現場指揮課程	第10期	部長以上の階級にある者(実務経験者含む)	宿泊制 外部宿泊施設	2日	令和7年2月15日(土)～ 令和7年2月16日(日)
		指揮幹部科 分団指揮課程	第10期	副分団長以上の階級にある者(実務経験者含む)であって、指揮幹部科現場指揮課程を修了している者	宿泊制 外部宿泊施設	2日	令和7年3月15日(土)～ 令和7年3月16日(日)
	特別教育	訓練指導科	第42期	分団長以上の階級にある者	宿泊制 外部宿泊施設	2日	令和6年5月11日(土)～ 令和6年5月12日(日)
		女性消防団員科	第19期	女性消防団員	宿泊制 外部宿泊施設	2日	令和6年5月25日(土)～ 令和6年5月26日(日)
		小型無人航空機 (ドローン) 基礎研修	第7回	消防団員	通学制	1日	令和7年1月下旬～ 令和7年2月上旬
		オフロードバイク研修	第6回	消防団員	通学制	1日	令和7年1月下旬～ 令和7年2月上旬
		一日入校		消防団員	通学制	1日	随 時(別途調整)
		現地教育		消防団員	——	1日	随 時(別途調整)
企業の自衛防災組織等に対する教育	自衛防災要員等研修	第27回	自衛防災要員等	通学制	1日	令和6年5月21日(火)	
		第28回					
		第29回					
		第30回					
		第31回					
		第32回					
		第33回					
その他	学生等に対する研修		学生等	通学制	1日	随 時(別途調整)	

令和6年度教育訓練実施計画表(3)

区分	教育訓練課程	期名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
消防職員	初任教育	初任科	4(木)											
								12(木)						
	専科教育	警防科	第177期											
								2(水)						19(水)
		特殊災害科	第178期										20(木)	7(金)
		予防查察科	第21期											
		危険物科	第20期											
		火災調査科	第19期											
		救急科	第22期											
		救助科	第29期											
		中級幹部科	第55期											
		訓練指導科	第56期											
		はしご自動車等講習会	第57期											
		水難救助科	第41期											
		高度救助科	第35回											
		特別研修	第53期											
消防団員	専科教育	警防科	第17期											
		機関科	第11期											
	幹部教育	指揮幹部科 現場指揮課程	第10期											
		指揮幹部科 分団指揮課程	第10期											
	特別教育	訓練指導科	第42期											
		女性消防団員科	第19期											
	特種教育	小型無人航空機 (ドローン) 基礎研修	第7回											
		オフロードバイク研修	第6回											
		一日入校												
		現地教育												
企業の自衛 防災組織等に 対する教育	自衛防災 要員等研修	第27回 ～ 第33回		21(火)	5(水)				17(木)	6(水)				
その他	学生等に 対する研修													

5 消防職員に対する教育訓練

(1) 初任教育

初任科

- 到達目標・① 職務意欲が旺盛で、コンプライアンスを理解すること。
 ② 消防吏員として、安全管理について理解し、自らの安全を確保するとともに、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。
 ③ 消防業務全般について概要を理解すること。
 ④ 住民から信頼を得られる人間形成を構築すること。

対象者・新規採用者等

期間・第177期 令和6年4月4日(木)～令和6年9月12日(木) 111日間

第178期 令和6年10月2日(水)～令和7年3月19日(水) 111日間

時間数・802時間

	教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1	倫理	現代社会と消防	消防の本質と消防職員の任務	3	校長 副校長
		消防職員の使命	消防の社会的使命と責任 公務員倫理		
基礎教育	法学基礎・消防法	消防行政と法	法治主義の原則 法の統一的運用と解釈	21	学校職員
			法の存在形式 成文法の形式的分類と実質的分類		
		法の効力と適用	法の効力範囲 法の適用と解釈		
			法律関係 権利の種類と行使 義務の種類と履行		
			行政法の体系 行政行為		
		行政法	事前手続（行政手続法の意義と概要） 行政強制と行政罰 国家補償制度と行政救済		
			法の体系 消防法の目的		
		主要規定の概要	目的と用語の定義 火災の予防に関する規定 危険物に関する規定 消防の設備等に関する規定 火災の警戒に関する規定 消火の活動に関する規定 火災の調査に関する規定 救急業務に関する規定 雑則及び罰則		
			効果測定		
		地方自治制度	地方自治の意義と法体系 地方公共団体の種類と事務	8	学校職員
			自治立法権と条例、規則		
		自治体消防制度	自治体消防制度の沿革 消防の任務と法体系		
			国、都道府県及び市町村の消防組織 市町村の消防責任		
		消防の組織	消防に関する国、都道府県及び市町村の関係 消防財政の仕組み 消防機関と他の機関との関係 消防職員委員会制度 緊急消防援助隊制度		
			効果測定		

			地方公務員制度の基本理念 地方公務員の種類と任用、離職 地方公務員の義務と責任 地方公務員の権利	9	学校職員
		消防実務	消防の組織 勤務形態と業務内容		
		情報公開と個人情報保護	行政情報に対する基本的考え方 情報公開制度 個人情報保護制度		
		公務災害	公務災害補償制度		
基礎教育	4 服務と勤務	接遇・文書実務	接遇の基礎知識 電話や来訪者への応対 文書の機能、種類、決裁、管理等 公文書作成要領	1	学校職員
			事故防止		
			人権	1	県職員
			消防英語		
		効果測定	消防英語の基礎	6	高校教員
		電気	電気の基礎知識 発送配電 屋内配線	5	民間講師
		燃焼と消火	燃焼の基礎知識 消火理論と消火剤		
		効果測定			
実務教育	6 予防広報	火災予防	防火・防災管理の重要性 防火・防災管理制度の概要 防火・防災管理対象物と管理権原者 防火・防災管理者の資格と責務及び権限 消防計画 総括防火・防災管理制度の概要 総括防火管理を要する防火対象物 防火対象物等の全体についての消防計画	16	学校職員
			消防広報の概念 広報活動と広聴活動 災害現場広報 消防広報と人権		
			効果測定		
実務教育	7 危険物	消防法上の危険物	危険物の範囲 危険物の特性 各種危険物の概要 指定数量	12	消防本部
			危険物規制の概要 設置・変更の許可 保守管理と保安制度		
			指定可燃物 消防活動阻害物質 少量危険物		
			効果測定		

		消防用設備等の規制概要	消防用設備等の種類 設置を要する防火対象物 設置単位の原則		
8	消防用設備	主要な消防用設備等の基準概要	消火設備 警報設備 避難設備 消防用水 消火活動上必要な施設 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 特殊消防用設備等	12	学校職員
		消防用設備等の着工届及び検査等	消防用機械器具等の検定制度 消防設備士 着工届 設置の届出及び検査 定期点検報告制度		
		効果測定			
9	查察	総則	査察の概念と法的根拠 査察執行上の留意事項		
		査察要領	用途別防火対象物の査察上の特異性 防火対象物の基本的な査察着眼点 危険物施設の基本的な査察着眼点 火気使用設備・器具の査察着眼点 立入検査標準マニュアル	22	学校職員
		違反処理	査察結果の通知と改善指導 違反処理の概要 違反処理マニュアル		
		定期点検報告制度	制度の概要		
		効果測定			
実務教育	建築	総則	建築物の定義		
		建築構造	建築構造の分類 一般構造		
		建築法令	建築基準法の体系と構成 法令用語 確認申請と消防同意		
		建築規制	構造制限と防火区画 内装制限 避難施設	10	消防本部
		消防活動上の規制	排煙設備 非常用照明装置 非常用進入口、非常用エレベーター 中央管理室、防災センター		
		建築図書	建築図書の見方		
		効果測定			学校職員
		安全管理の概要			
			安全管理の意義 安全性欠如の要因 安全管理対策 安全教育		
11	安全管理	業務活動別の安全管理	警防活動 救助活動 救急活動 警防訓練 予防業務 日常業務		
				13	学校職員
			精神衛生		
			メンタルヘルス 惨事ストレス		
		効果測定			

		放射線	放射性物質災害	3 独法職員
		毒劇物	毒劇物災害	3 学校職員
		高圧ガス	ガス災害	2 県職員
		火災	火災の意義・用語と分類 燃焼と煙及び延焼 建物火災の燃焼減少	
		火災防ぎよの概要	消火の原則 消防力の構成 火災防ぎよ行動の基本と消防戦術 警防計画 装備の活用	
		火災防ぎよ行動	出動準備 火災の覚知と出動 現場到着と水利部署 状況把握と情報収集 ホース延長、筒先配備及び注水要領 破壊要領と内部進入等 人命救助 水損防止、飛火警戒、残火処理等	26 学校職員
		建物火災防ぎよ	建物構造別の火災 建物様別の火災 地域様別の火災 異常気象時の火災	
		建物以外の火災防ぎよ	車両火災 林野火災 船舶火災 航空機火災 その他の火災	
		効果測定		
		火災原因調査	火災調査の目的、責任及び権限 火災の定義 火災原因調査の項目と手順 火災出動時の調査 現場保存と現場調査の進め方 火災現場における着眼点 主な発火源別鑑識要領 立証のための調査	
		火災損害調査	火災損害調査の範囲 火災件数と火災種別の考え方 損害の種別・棟数・階数・構造の考え方 焼損程度とり災程度 火災による死傷者 火災損害調査の方法	15 学校職員
		火災調査書類	各調査書類の作成意義	
		効果測定		

実務教育	15 防災	災害対策・地震対策	災害対策基本法の概要	2 県職員
			防災組織と責任	
			防災計画	
			緊急消防援助隊の活動	
			地震に関する基礎知識	
			地震に伴う灾害	
			地震対策の体系	
			消防機関が実施する震災対策	
			地震時の活動要領	
		気象と災害	気象に関する基礎知識	3 民間講師
			気象注意報と気象警報	
			水災（高潮災害、洪水災害）	
			台風	
		水災防ぎよ	土砂災害（斜面崩壊、地すべり、土石流）	6 消防本部
			水防責任	
		防災	水防時の出動と水防工法	3 県職員
			防災対策	
		効果測定		学校職員
	16 救急	概要	救急業務の沿革、意義及び体制	49 学校職員 消防本部
			救急隊員の責務	
			救急医療体制	
		人体知識	身体各部の名称	
			骨格系	
			循環器系	
			呼吸器系	
			消化器系	
		応急処置法	神経系	
			観察、気道確保及び心肺蘇生法（A E D）	
			止血法	
			被覆と包帯	
			副子固定	
			体位管理	
			保温	
		傷病別応急処置	搬送法	
			外傷（出血・ショック・創傷・頸部及び脊椎・四肢外傷）の応急処置	
			特殊傷病（熱傷・日射病・溺水・気道等の異物）の応急処置	
		救急実務及び関係法令	疾病（心発作・意識障害・呼吸困難・腹痛）の応急処置	
			救急現場での活動要領と注意事項	
			応急手当普及啓発	応急手当指導要領
		効果測定		
	17 消防機械・ポンプ	消防用自動車等	緊急自動車の定義と要件	10 学校職員
			消防用自動車等の分類と用途	
		消防通信	有線通信施設	
			無線通信施設と取扱運用	
		消防ポンプ	遠心ポンプの原理と分類	
			真空ポンプ	
			ポンプに生じる諸現象	
		水力学	圧力の基礎知識	
			吸水、送水及び放水知識	
		ポンプ運用	吸水及び送水要領	
			放水体形	
			安全管理	
		効果測定		

		訓練式の概要	目的、主眼、実施上の注意事項 用語の意義		
		各個訓練	停止間の動作 行進間の動作		
		通常点検	通常点検実施要領		
		敬礼動作	各個の敬礼 部隊の敬礼		
		辞令等の受領	屋内における受領要領 屋外における受領要領		
			隊形編成と整頓 右(左)向き及び後ろ向き		
		小隊訓練	行進 方向変換 隊形変換		
		申告等	申告・報告の要領		
		効果測定			
18	訓練式	通常点検(朝礼)	朝礼時の通常点検	25	41 学校職員
		訓練の概要	訓練の目的と安全管理		
			車両の概要、乗車及び下車		
		ポンプ自動車	ホースカーの操作要領 吸管の延長と収納要領		
			放水訓練		
			水利部署と吸水要領 ホース延長要領 筒先配備と放水要領 内部進入 撤収要領 消防用設備等の活用		
		検索及び救出訓練	検索の基本 検索要領 救出及び搬送要領		
		警戒区域設定	火災警戒区域と消防警戒区域		
		現場広報訓練	現場広報要領		
		水防訓練	水防工法		
		効果測定			
19	実務教育			80	学校職員
		概要	救助の意義 救助活動 安全管理		
		ロープ取扱技術	ロープ取扱いの基礎知識 ロープ及び付属用具の性能・取扱い ロープの巻き方と携行 結索要領(基本・器具・身体) 懸垂線及びロープブリッジ設定		
		救助操法	降下操法(座席・身体) 登はん操法(ロープ・フットロック) 渡過操法(セーラー・モンキー・チロリアン)		
		効果測定			
20	救助訓練			38	学校職員 消防本部

		消防機器の概要	消防機器の用途と目的 個人用装備 消防器具（吸水器具・放水器具） はしご（かぎ付き・三連・折りたたみ） とび口 空気呼吸器 可燃性ガス測定器 投光器一式 エンジンカッター 空気鋸 可搬式ワインチ 空気式救助マット 防水シート その他消防自動車積載資機材		
21	機器取扱訓練	各種資機材の諸元・性能・取扱要領・保守管理要領等	効果測定	54	学校職員
実科訓練	消防活動応用訓練	消火活動訓練	情報収集要領 ホース延長要領 筒先配備要領 内部進入要領 注水要領 水損防止要領 現場広報要領		
		救助活動訓練	かかえ救助要領 応急はしご救助要領 はしご水平救助（二）の要領 濃煙内救助の要領	91	学校職員 消防本部
22		火災総合訓練 (想定訓練)	木造・防火造建物火災 耐火造建物火災 高層建物火災 林野火災 車両火災 その他		
		救急救助総合訓練 (想定訓練)	地震による建物倒壊からの救出 土砂災害による埋没からの救出 交通事故による脱出不能・挟まれ・下敷き 集団救急事故 その他		
23	体育	剣道	剣道	11	消防本部
		駅伝大会	駅伝大会	4	学校職員
		徒歩訓練	徒歩訓練	7	学校職員
		水上安全法	基本泳法、水上安全法	28	民間講師
		トレーニング理論	トレーニング要領の理解と習得	3	民間講師
		体力錬成	体力錬成	12	学校職員
		体力測定	体力測定	8	学校職員

	24	実務研修	所属研修	所属における勤務	14	消防本部
その他	25	選択研修	無線講習	第三級陸上特殊無線技士養成課程	7	民間講師
			視察研修	消防関係施設への視察等	14	学校職員
			危険物取扱者試験	危険物取扱者乙種4類等	14	学校職員
			社会教育	LGBTQ、性犯罪	3	民間講師 県警本部
その他	26	行事その他	入校式	入校式	3	学校職員
			卒業式	卒業式	4	学校職員
			実科查閲	実科查閲	3	学校職員
			講話	部長、消防長、健康、メンタル	7	県職員 消防本部 民間講師
			オリエンテーション	オリエンテーション	8	学校職員
			ホームルーム	ホームルーム	6	学校職員
			資機材整備	資機材整備	4	学校職員
			防災訓練等	救助大会、防災訓練、消防操法大会等	35	学校職員
			合	計	802	

(2) 専科教育

ア 警防科

- 到達目標…① 警防行政の現状及び課題を理解していること。
 ② 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。
 ③ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。
 ④ 心身の健康管理に積極的に取り組めること。

対象者…主として消防司令補の階級にある者（消防士長の階級にある者であって部隊又は係の長である者を含む。）

期間…第21期 令和7年 2月20日（木）～令和7年 3月 7日（金） 11日間

時間数…75時間

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 講話		職責と心構え	1	副校長
2 警防行政の現状と課題		災害の発生状況と傾向	2	消防本部
		警防行政の現状と課題		
		消防関係法令の改正内容		
3 防災	関係法令等	災害対策基本法の概要	5	県職員
		水防法の概要		
		武力攻撃事態における国民保護に係る		
		防災に係る主要通知の内容		
4 警防対策	各種災害対策	近年の震災と地震対策の概要	13	消防本部
		近年の水害と水防対策の概要		
		林野火災対策の概要		
		放射性物質災害対策の概要		
		生物剤・化学物質災害対策の概要		
		制度の概要と部隊運用の考え方		
5 消防戦術と安全管理	災害現場の指揮	情報収集要領	14	消防本部
		指揮命令伝達要領		
		災害現場広報要領		
	現場指揮要領と安全管理	建物火災		
		林野火災		
		その他の火災		
		放射性物質災害		
		生物剤・化学物質災害		
		多数傷病者発生事故		
6 図上訓練	図上訓練の企画立案	図上訓練の目的と実施要領	12	学校職員
	図上訓練	各種想定訓練 (現場指揮と安全管理に配意)		
	検証	事後検討と検証結果の発表		
7 実技訓練	実技訓練の企画立案	実技訓練の目的と実施要領 (現場指揮と安全管理に配意)	15	学校職員
	実技訓練	各種訓練施設を活用した訓練 ・先端消防訓練システムを活用した実火災対応訓練（AFT） ・泡消火システムを活用した消火訓練（CAFS） ・地下街区を想定した消火訓練 ・トンネル内における多重事故を想定した総合訓練		
		検証		
		事後検討と検証結果の発表		

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
8 事例研究	実務研究課題討議	消防戦術事例 特異災害事例 安全管理事例 警防行政事例 訴訟事例	6	学校職員
9 健康管理	消防職員の体力づくり 体力管理 精神衛生	消防職員に必要な体力と食事を通じた体力づくり トレーニング法の理論と実践上の留意事項 メンタルヘルスと惨事ストレス	3	学校職員
10 効果測定			1	学校職員
11 行事その他		入校式・修了式等	3	学校職員
合 計				75

イ 特殊災害科

- 到達目標・① 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。
 ② 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。
 ③ 災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効果的な消防戦術を指揮できること。

対象者・特殊災害業務に従事している者又はその予定者

期間・第20期 令和6年12月2日（月）～令和6年12月13日（金） 10日間

時間数・68時間

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 講話		職責と心構え	1	副校長
2 特殊災害の概論		特殊災害の意義と特性 特殊災害に対する消防活動の考え方	2	消防本部
3 危険性物質等に係る基礎知識及び関係法令	危険性物質等の基礎知識	危険物 高压ガス 放射性物質 毒・劇物 火薬類 生物剤・化学剤 化学物質安全性データシートとイエローカード テロ災害の特性		
	関係法令	消防法 高压ガス保安法 火薬類取締法 石油コンビナート等災害防止法 原子力災害関係法令 放射性物質等の規制関係法令 感染症関係法令 生物剤・化学剤規制関係法令	15	県職員 消防本部 民間講師
4 特殊災害に対する消防活動要領	危険性物質災害における活動要領	危険物災害 高压ガス災害 放射性物質災害 毒・劇物に係る災害 生物剤・化学剤に係る災害 特殊な空間・環境における活動要領 圧気工事現場 酸素欠乏現場	29	県職員 消防本部 民間講師
5 特殊災害における安全管理	危険性物質災害における安全管理 特殊な空間・環境における安全管理 テロ災害における安全管理	危険物災害 高压ガス災害 放射性物質災害 毒・劇物に係る災害 生物剤・化学剤に係る災害 圧気工事現場 酸素欠乏現場 惨事ストレス対策	4	県職員 消防本部 民間講師
6 図上訓練	図上訓練の企画立案 図上訓練 検証	図上訓練の目的と実施要領 各種想定訓練（現場指揮と安全管理に配意） 事後検討と検証結果の発表	7	学校職員 消防本部
7 視察研修			6	
8 効果測定			1	学校職員
9 行事その他		入校式・修了式等	3	
合計			68	

ウ 予防査察科

- 到達目標・① 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
 ② 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。
 ③ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物の関係者（当該違反対象物の管理について権限を有する者を含む。）に対して是正を指導できること。

対象者・予防査察業務に従事している者又はその予定者

期間・第19期 令和6年 7月 9日（火）～令和6年 7月 24日（水） 11日間

時間数・75時間

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 予防査察行政の現状と課題		予防査察行政の現状と課題 消防関係法令の改正内容	3	学校職員
2 消防同意	消防同意の概要	建築行政と消防行政との関係 消防同意制度 防火に関する建築規制 消防同意の要領と留意事項	7	県職員 消防本部
3 査察	査察要領	防火対象物の用途別の危険性 建築物の構造規制と査察着眼点 防火管理制度の概要と査察着眼点 消防用設備等の構造機能と査察着眼点 火気使用設備・器具の査察着眼点 電気設備の査察着眼点 少量危険物施設の査察着眼点 指定可燃物施設の査察着眼点 火気規制	24	県職員 消防本部
4 危険物規制	製造所等に対する規制と査察要領	製造所等の保安管理に関する査察着眼点 製造所等の位置・構造・設備に関する査察着眼点 製造所等の貯蔵・取扱いに関する査察着眼点 危険物施設ごとの査察着眼点	7	消防本部
5 違反処理	違反処理の概要 違反処理の手続 違反処理要領	違反処理の意義、必要性及び行政指導 警告 命令 許可の取消し等 告発 代執行 違反処理の際の基本的留意事項 違反処理マニュアル	13	消防本部
6 査察実習		防火対象物の査察 危険物施設の査察 建築・設備図書の見方	7	消防本部
7 事例研究	実務研究課題討議	違反処理事例 査察事例 消防用設備設置指導事例 災害事例	6	学校職員 消防本部
8 効果測定			2	学校職員
9 行事その他		入校式・修了式等	6	学校職員
合 計			75	

エ 危険物科

- 到達目標…① 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
 ② 危険物、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。
 ③ 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。

対象者…危険物規制業務に従事している者又はその予定者

期間…第22期 令和6年 8月 1日（木）～令和6年 8月 8日（木） 6日間

時間数…40時間

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 危険物行政の現状と課題		危険物行政の現状と課題 消防関係法令の改正内容	3	消防本部
2 危険物化学	各危険物の概要	総論 第1類危険物 第2類危険物 第3類危険物 第4類危険物 第5類危険物 第6類危険物	7	消防本部
	指定可燃物の貯蔵・取扱い	指定可燃物の貯蔵・取扱い		
	消防活動阻害物質の貯蔵・取扱い	消防活動阻害物質の貯蔵・取扱い		
3 危険物規制	危険物施設の規制	危険物規制の概要 危険物施設の位置・変更 危険物施設の保守管理と保安制度 危険物事業所の保安制度	19	県職員 消防本部
	危険物施設の位置・構造・設備の基準	通則 危険物施設ごとの基準		
	危険物の貯蔵・取扱い・運搬・移送の基準	通則 貯蔵・取扱い・運搬・移送の基準		
	許認可事務	許認可の手続 書類の審査 設備図書の見方		
	違反処理	危険物施設に対する措置命令		
4 事例研究	実務研究課題討議	危険物規制実務事例 違反処理事例 災害事例	6	学校職員 消防本部
5 効果測定			1	学校職員
6 行事その他		入校式・修了式等	4	学校職員
合 計				40

才 火災調査科

- 到達目標…① 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
 ② 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。
 ③ 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に發揮できること。

対象者…火災調査に従事する者で火災原因判定書の作成実務が3件以上ある者

期間…第29期 令和6年12月 9日（月）～令和6年12月26日（木） 14日間

時間数…96時間

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 講話		職責と心構え	1	副校長
2 原因調査関係法規	消防法関係	原因調査の責任と権限	6	消防本部
		放失火捜査と原因調査		
		消防及び警察の協力		
	原因調査に係る関係法規等	製造物責任法		
		情報公開		
		訟務対応		
3 原因調査	原因調査の内容	原因調査の項目	29	消防本部
		原因調査の手段		
	原因調査の進め方	燃焼理論と火災の特性		
		現場調査の進め方		
		焼けの強弱と方向性の観察		
		電気火災の原因調査要領		
		燃焼機器の原因調査要領		
	原因調査の要領	車両火災の原因調査要領		
		化学火災の原因調査要領		
		微小火源火災の原因調査要領		
		放火火災の原因調査要領		
		延焼拡大要因の調査要領		
		死者発生時の現場調査要領		
		損傷の種別と損傷調査項目		
		焼損程度とり災程度		
		火災による死傷者		
4 損害調査	損害調査の内容	現場調査の進め方	4	消防本部
		損害額の評価と算出		
	損害調査の進め方			
5 鑑定		鑑定の概念	3	学校職員 県警本部
		鑑定の実施要領		
6 調査実習		模擬火災調査	18	消防本部
7 調査書類		調査書類の作成要領	18	消防本部
8 事例研究	実務研究課題討議	特異火災事例	11	学校職員 消防本部
		調査書類作成事例		
		訴訟事例		
9 効果測定			1	学校職員
10 行事その他		入校式・修了式等	5	学校職員
合 計			96	

力 救急科

- 到達目標・① 救急業務及び救急医学に関する基礎的な知識を有していること。
 ② 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、
 応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。
 ③ 応急処置に必要な専門的技能を十分に発揮できること。
 ④ 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。

対象者・救急業務に従事しようとする者

期間・第55期 令和6年 5月 9日 (木) ~ 令和6年 7月 4日 (木) 41日間
 第56期 令和6年 8月 26日 (月) ~ 令和6年 10月 24日 (木) 41日間
 第57期 令和7年 1月 7日 (火) ~ 令和7年 3月 7日 (金) 41日間

時間数・285時間

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論	救急業務の沿革及び意義、救急隊員の責務等、医学概論	50	学校職員 県職員 消防本部 民間講師 医師 消防大学校
	解剖・生理	総論及び身体各部の名称、皮膚系、筋骨格系、呼吸系、循環系、泌尿系、消化系、神経系、感覚系、内分泌系、生殖系、その他の系		
	社会保障・社会福祉	社会保障の概念、社会保障及び社会福祉の関係法規、社会福祉体制、医療保険		
	救急実務及び関係法規	死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急活動の基礎的事項、救急活動の記録、救急業務の関係機関、救急業務の関係法規		
	健康管理	慘事ストレス対策、感染症の基礎知識		
2 応急処置の総論	観察	総論、バイタルサインの把握、全身・局所所見の把握、傷害の受傷機転、既往症等の聴取	94	学校職員 消防本部 医師
	検査	一般検査、生理学的検査、検査機器の原理と構造、保守管理		
	応急処置総論	心肺蘇生、止血、被覆、固定、保温、体位管理、搬送		
	応急処置各論	気道確保、異物除去、人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ（人工呼吸との併用を含む。）酸素吸入、直接圧迫及び間接圧迫による止血、被覆、副子固定、在宅医療法継続中の傷病者搬送時における処置の維持、保温、体位管理、各種搬送、救出、車内看護、B L S、活動想定訓練		
	救急医療・災害医療	救急医療体制、プレホスピタル・ケアを担当する医療関係者、多数傷病者発生事故の対応、トリアージ、総合訓練		
3 病態別応急処置	心肺停止	原因、病態生理、病態の把握、応急処置、病態の評価、活動想定訓練、J P T E C	75	医師
	ショック・循環不全			
	意識障害			
	出血			
	一般外傷			
	頭部、頸椎（頸髄）損傷			
	熱傷・電撃傷			
	中毒			
	溺水			
	異物（気道・消化管）			

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
4 特殊病態別応急処置	小児、新生児	小児及び新生児の基礎的事項、症状からみた小児救急疾患の重傷度判定、小児の事故、心肺蘇生法（実技訓練含む）	25	医師 助産師
	高齢者	高齢者の基礎的事項、ショック、体温、意識障害、頭痛、胸痛、呼吸困難、その他の疾患		
	産婦人科、周産期	産婦人科及び周産期の基礎的事項、救急と関連する産婦人科疾患、分娩の介助、分娩直後の新生児の管理		
	精神障害	精神科救急の基礎的事項、精神科救急への対応、病態の評価、精神科の治療等		
	その他の創傷の処置等	切断四肢の取扱い、多発外傷、鼻出血、眼損傷、口腔損傷、日（熱）射病、寒冷損傷、爆傷、酸欠、潜函病、急性放射線障害、動物による咬傷・刺傷、多発外傷ケーススタディ		
5 実習		救急用資器材の操作法・保管管理・消毒、医療機関及び現場における実地研修	21	学校職員 消防本部
6 視察研修			4	学校職員
7 効果測定			7	学校職員
8 行事その他		入校式・卒業式等	9	学校職員
合 計				285

キ 救助科

- 到達目標…① 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有していること。
 ② 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。
 ③ 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。

対象者…救助業務に従事している者又はその予定者

期間…第53期 令和6年10月29日（火）～令和6年11月29日（金） 23日間

時間数…159時間

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 講話		職責と心構え	1	副校長
2 安全管理	概要	安全管理に係る関係法令 災害関係機関との連絡・連携方法	21	消防本部 民間講師 消防大학교
	救助活動における安全管理	救助活動における安全管理の要点 火災時における救助隊の役割と安全管理の要点		
	救助訓練における安全管理	各種救助訓練における安全管理の要点 訓練施設・設備の安全管理		
	危険予知訓練	火災及び救助活動時の二次災害の予知		
	健康管理	惨事ストレス対策		
3 災害救助対策	概要	救助業務関係法令 救助隊の任務、編成及び装備 国際消防救助隊の任務と編成	26	県職員 消防本部 民間講師
	救助対策と活動事例	各種災害種別ごとの救助対策と活動事例		
4 救急	外傷処置	観察方法、固定要領、搬送方法	7	消防本部
	多数傷病者発生時の処置	多数傷病者発生時の対応要領		
5 救助器具取扱訓練	主要な救助器具の取扱い	一般救助器具 重量物排除器具 切断用器具 破壊用器具 検知・測定用器具 呼吸用保護用器具 除染用器具 隊員保護用器具 水難救助用器具 山岳救助用器具 検索用器具 高度救助器具 その他の救助用器具	21	消防本部
6 救助訓練	高所からの救助	はしご利用による救助 地物利用による救助	32	消防本部
	低所からの救助	はしご利用による救助 立て杭救助 横坑救助		
	火災時における救助	濃煙検索、注水及び進入要領（建物構造別）		
	交通事故における救助	衝突・下敷き・横転事故の救助		
	地震時における救助	座屈建物・倒壊建物からの救助		
その他事故における救助	機械、建物（エレベーター、ゴンドラ等）からの救助			
救急救助	救助事故現場における救急隊との連携訓練			
航空救助	航空隊との連携訓練			

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
7 総合訓練	想定訓練	高所救助訓練	33	消防本部
		低所救助訓練		
		火災対応訓練		
		多数傷者発生事故救助訓練		
		特殊災害対応訓練		
		震災時対応訓練		
8 体育	体育理論	トレーニング理論 障害の予防、疲労回復等	3	民間講師
9 視察研修			7	学校職員
10 効果測定			4	学校職員
11 行事その他		入校式・卒業式等	4	学校職員
合 計			159	

(3) 幹部教育

中級幹部科

- 到達目標・① 中級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。
 ② 中級幹部として消防及び社会全般の動向を理解していること。
 ③ 迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することにより、組織を管理できること。
 ④ 事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができること。
 ⑤ 災害現場において、現場指揮者として、災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えること。

対象者・消防司令及び組織の管理を職務とする消防司令補

期間・第41期 令和6年11月19日（火）～令和6年11月28日（木） 8日間

時間数・54時間

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 講話		職責と心構え	1	校長
2 訓練礼式	点検	通常点検の実施要領・指導要領	1	学校職員
3 消防時事	消防行政 消防法令	消防行政の現状と課題 消防関係法令の改正内容	4	学校職員
4 消防財政	国と地方の関係 財政の仕組み	財政における国と地方の関係 地方財政と消防財政の仕組み	2	学校職員
5 人事業務管理	組織と監督 監督技術 事故防止 人権 情報公開と個人 情報保護 健康管理指導等	組織の活用と監督の概念 業務管理と人間管理 組織と人間関係（上司・同僚・部下との関係）勤務評定の意義・方法と評定結果の活用 事故防止指導及び事故発生時の初動対応 人権施策と最近の問題事象 同和問題の歴史 情報公開制度 個人情報保護制度 健康管理と体力管理指導の要点 メンタルヘルスと惨事ストレス	10	学校職員 民間講師
6 安全管理	公務災害 安全対策	公務災害の発生状況と傾向 組織における安全管理体制 災害現場における安全管理体制 災害現場等における事故発生時の措置要領 再発防止の取組み	3	学校職員
7 現場指揮	災害現場の指揮 現場指揮要領と 安全管理	現場指揮者の心構えと任務 現場指揮本部の重要性と効果 災害現場広報要領 指揮隊運用 火災防ぎよ指揮要領と留意点	26	学校職員 消防大学校
8 事例研究	実務研究課題討議	人事管理事例 安全管理事例 特異災害事例 苦情事例 訴訟事例	3	学校職員 民間講師
9 効果測定			1	学校職員
10 行事その他		入校式・修了式等	3	学校職員
合計				54

(4) 特別教育

ア 訓練指導科

- 到達目標・① 訓練指導者としての責任及び立場を正しく認識していること。
 ② 訓練礼式及びポンプ操法等に係る知識及び指導技術を豊富に有していること。
 ③ 訓練において隊員の安全を確保できること。
 ④ 消防操法審査を厳正かつ公平に行えること。

対象者・消防操法指導に精通し、経験豊富な者

期間・第50期 令和6年 4月 8日（月）～令和6年 4月19日（金） 10日間

時間数・68時間

	教科目	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1	訓練礼式	停止間、行進間、通常点検指導要領	4	学校職員
2	ポンプ車操法	基本動作の確認	33	学校職員
		指導要領		
		審査要領		
3	小型ポンプ操法	基本動作の確認	28	学校職員
		指導要領		
		審査要領		
4	行事その他	入校式・修了式等	3	学校職員
合 計			68	

イ はしご自動車等講習会

- 到達目標・① 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要なはしご自動車の特殊装置に関する専門的知識を豊富に有していること。
 ② 災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。
 ③ 消防活動における隊員等の安全を確保できること。

対象者・大型自動車免許第1種の資格を有する者で、はしご自動車等の隊長及び機関員又はその予定者

期間・第35回 令和6年 9月17日（火）～令和6年 9月20日（金） 4日間

時間数・28時間

	教科目	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1	安全管理	関係法令	2	学校職員
		安全管理のポイント		
		事故防止対策		
2	基本理論	基礎力学、取扱いの原則、	3	民間講師
		油圧機器の知識、特殊装置		
3	実技訓練	準備、設定、はしご操作	20	学校職員 消防本部 民間講師
		作動油、伸縮操作		
		出動、部署、架てい要領		
		バスケット架てい要領		
		故障の発見と対策		
		毎月点検の着眼点、点検整備		
4	効果測定		1	学校職員
5	行事その他	入校式・修了式等	2	学校職員
合 計			28	

ウ 水難救助科

到達目標…① 水難救助隊員として必要な専門的知識及び技術を修得すること。

② 水難救助活動及び水難救助訓練において自らの安全を確保できること。

対象者…潜水士の資格を有する者で、水難救助業務に従事している者又は従事しようとする者

期間…第13期 令和6年 6月18日（火）～令和6年 6月27日（木） 8日間

時間数…54時間

教科目	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 安全管理	安全管理の要点	2	学校職員
2 潜水理論	法令、事故対策	11	民間講師 医師
3 基本訓練	スキンダイビング、基本泳法、水難救助器具の取扱い	11	学校職員 消防本部
4 応用訓練	各種水中検索訓練	11	民間講師
5 総合訓練	想定訓練	13	
6 効果測定		3	学校職員 消防本部
7 行事その他	入校式・修了式等	3	学校職員
合 計		54	

エ 高度救助科

到達目標…① 高度救助業務に必要な専門的知識及び技術を修得すること。

② 高度救助隊員として自隊の安全管理を行い、的確に活動がされること。

対象者…高度な資機材を装備し、若しくは装備する予定である救助隊の隊員又はその予定者

期間…第6期 令和7年 1月20日（月）～令和7年 1月31日（金） 10日間

時間数…68時間

教科目	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 消防法制	広域消防応援・広域消防応援のあり方	2	県職員
2 安全管理	安全管理	2	学校職員
3 消防運用	N B C 災害対策	53	消防本部
	大規模災害時における医師との連携		
	高度救助用資機材の基礎知識		
	高度救助用資機材実践的取扱い		
	U S A R の概念		
	大規模災害対応		
4 事例研究	実務研究課題討議	7	学校職員
5 行事その他	入校式・修了式等	4	学校職員
合 計		68	

6 消防団員に対する教育訓練

(1) 専科教育

ア 警防科

到達目標…① 火災防ぎよ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。

② 災害現場において中核的活動を遂行できること。

対象者…消防団員として概ね3年以上の経験を有する者

期間…第17期 令和6年12月14日（土）～令和6年12月15日（日） 2日間

時間数…12時間

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 講話		職責と心構え	1	課長
2 火災防ぎよ	通論	火災性状と消火理論	4	学校職員
	火災防ぎよ行動	水利選定、注水部署及び注水技術		
	火災想定訓練	建物火災消火訓練		
3 防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割 地域防災計画に占める消防団の役割	2	学校職員
		大規模地震		
	現場活動要領	風水害		
4 安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因	2	学校職員
		消防団活動に係る事故予防対策		
		災害現場等における事故発生時の措置		
5 事例研究	実務研究課題討議	警防戦術事例 安全管理事例	2	学校職員
6 行事その他		入校式・修了式等	1	学校職員
合 計			12	

イ 機関科

到達目標…① 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。

② 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

対象者…消防団員として概ね1年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者

期間…第11期 令和6年11月 9日（土）～令和6年11月10日（日） 2日間

時間数…12時間

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 講話		職責と心構え	1	課長
2 道路交通関係法令	道路交通法	運転者の義務と安全運転	1	県警本部
	道路運送車両法	日常点検実施要領 保安基準		
3 緊急走行要領	緊急走行の基本原則	緊急自動車の交通方法	2	県警本部
		交通事故発生時の措置		
	走行訓練	基本走行訓練		
4 ポンプ運用	ポンプの構造と作用	ポンプ本体と真空ポンプ	5	民間講師
		ポンプ圧力と筒先圧力		
	ポンプ運用訓練	吸水及び送水上の注意事項		
		吸水及び送水要領		
		中継送水要領		
5 機関整備	点検整備	ポンプ点検要領 ポンプ使用後の点検整備要領	2	民間講師
	故障と対策	エンジン本体の故障と主な原因		
		ポンプの故障と主な原因		
6 行事その他		入校式・修了式等	1	学校職員
合 計			12	

(3) 特別教育

ア 訓練指導科

到達目標…① 訓練指導者としての責任及び立場を正しく認識していること。

② 団結力、規律及び士気並びに協同動作のかん養が図れること。

対象者…分団長以上の階級にある者

期間…第42期 令和6年 5月11日(土)～令和6年 5月12日(日) 2日間

時間数…12時間

	教科目	主な内容	時間数	担当講師
1	訓練礼式	停止間の基本動作指揮、指導要領	11	学校職員
		行進間の基本動作指揮、指導要領		
		小隊の編成と隊形		
		各隊形の整頓要領		
		各個の敬礼		
		部隊の敬礼		
		通常点検		
2	行事その他	入校式・修了式等	1	学校職員
合 計			12	

イ 女性消防団員科

到達目標…① 女性消防団員として、防災活動等を行うために必要な知識及び技術を修得していること。

② 防火思想の普及及び高揚を図れること。

対象者…女性消防団員

期間…第19期 令和6年 5月25日(土)～令和6年 5月26日(日) 2日間

時間数…12時間

	教科目	主な内容	時間数	担当講師
1	組織制度	消防団の概要	1	学校職員
		消防団の任務		
2	訓練礼式	停止間の基本動作	3	学校職員
		行進間の基本動作		
		小隊の編成と隊形		
		各隊形の整頓要領		
		各個の敬礼		
		部隊の敬礼		
3	消防操法	ポンプ操法要領	2	学校職員
4	防火指導	防火指導	1	学校職員
5	防災	防災実務管理	2	学校職員
6	救急	救急法として搬送法や心肺蘇生法等	2	学校職員
7	行事その他	入校式・修了式等	1	学校職員
合 計			12	

ウ 小型無人航空機（ドローン）基礎研修

到達目標…災害現場の状況を速やかに把握するため、人が容易に近づくことができない場所での状況把握をするドローンの基本的な操作技術を修得する。

対象者…消防団員（人数については別途調整）

期間…令和7年 1月下旬若しくは 2月上旬 1日間

時間数…7時間

教科目	主な内容	時間数	担当講師
1 消防活動用偵察システム（ドローン）	消防活動用偵察システム（ドローン）に関する規制等 操縦訓練・点検等	6	民間講師
2 行事その他	入校式・修了式等	1	学校職員
合 計		7	

エ オフロードバイク研修

到達目標…災害現場の状況を速やかに把握するため、不整地でも進入が可能なオフロードバイクの基本的な操作技術を修得する。

対象者…消防団員（人数については別途調整）

期間…令和7年 1月下旬若しくは 2月上旬 1日間

時間数…7時間

教科目	主な内容	時間数	担当講師
1 オフロードバイク	オフロード車両に関する知識 基本操作・車両点検等	6	民間講師
2 行事その他	入校式・修了式等	1	学校職員
合 計		7	

オ 一日入校

(ア) 訓練礼式

到達目標…① 消防団員としての任務を自覚し、規律及び行動の向上を図ること。

② 災害現場では、自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

対象者…消防団員

期間…消防団長の要請により実施

時間数…協議の上決定（原則3時間）

教科目	主な内容	時間数	担当講師
1 訓練礼式	停止間の基本動作指揮 行進間の基本動作指揮 小隊の編成と隊形 各隊形の整頓要領 小隊の指揮 各個の敬礼 部隊の敬礼 物品授受	3	学校職員
合 計		3	

(イ) 消防操法

到達目標…消防協会長からの依頼に基づき、県消防操法大会出場消防団における消防操法技術の向上を図ること。

対象者…消防団員

期間…消防協会長からの依頼に基づき消防団長が計画し実施。

時間数…協議の上決定（原則3時間）

教科目	主眼とすべき教育内容	時間数	担当講師
1 消防操法	ポンプ車操法 小型ポンプ操法	3	学校職員
合 計		3	

力 現地教育

(ア) 訓練礼式

到達目標…① 消防団員としての任務を自覚し、規律心のかん養及び確実軽快な動作の向上を図ること。

② 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

対象者…消防団員

時間数…協議の上決定（原則3時間）

教科目	主な内容	時間数	担当講師
1 訓練礼式	停止間の基本動作指揮	3	学校職員
	行進間の基本動作指揮		
	小隊の編成と隊形		
	各隊形の整頓要領		
	小隊の指揮		
	各個の敬礼		
	部隊の敬礼		
	物品授受		
合計		3	

(イ) 消防操法

到達目標…消防団長からの依頼に基づき、全国消防操法大会出場消防団における消防操法技術の向上を図ること。

対象者…消防団員

時間数…協議の上決定（原則3時間）

教科目	主な内容	時間数	担当講師
1 消防操法	ポンプ車操法	3	学校職員
	小型ポンプ操法		
	軽可搬ポンプ操法		
合計			3

7 企業の自衛防災組織等に対する教育

自衛防災要員等研修

到達目標・① 自衛防災要員としての任務を自覚し、防災活動に必要な技術の向上を図ること。

② 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

対象者・自衛防災要員等

期 間・第27回 令和6年 5月21日 (火) 第28回 令和6年 6月 5日 (水)

第29回 令和6年 6月13日 (木) 第30回 令和6年10月17日 (木)

第31回 令和6年11月 6日 (水) 第32回 令和7年 2月 5日 (水)

第33回 令和7年 2月13日 (木)

時間数・7時間

第27～31回 A F T 訓練

	教科目	主な内容	時間数	担当講師
1	消防法制	石油コンビナート等災害防止法	1	県職員
2	訓練礼式	基本動作	1	
3	機器取扱	空気呼吸器取扱要領	1	
4	火災防ぎよ (実火消火訓練)	ホース延長 基本注水姿勢・筒先取扱要領 防ぎよ活動	3	学校職員
5	行事その他	入校式・修了式等	1	
合 計			7	

第32、33回 泡消火訓練

	教科目	主な内容	時間数	担当講師
1	消防法制	石油コンビナート等における防災活動について	2	消防本部
2	救急	心肺蘇生法、A E D、搬送法	2	
3	火災防ぎよ (泡消火訓練)	ホース延長 基本注水姿勢・筒先取扱要領 防ぎよ活動	2	学校職員
4	行事その他	入校式・修了式等	1	
合 計			7	